

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 132)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税/非課税	
		適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話 () -	※税務署 処理欄	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日	年 月 日		
特定法人の名称			
特定株式の種類			
積立金額			
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印	印		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 整理簿 備考

15.00改正

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 127)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※税務署 処理欄	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第9項及び租税特別措置法施行令第32条の2第15項又は租税特別措置法第55条の2第6項及び租税特別措置法施行令第32条の3第10項の規定により、下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分社型分割等の日	年 月 日		
特定法人の名称			
特定株式の種類			
積立金額			
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印	印		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 整理簿 備考

14-07

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 132)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)(又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。))により分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)(に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。))第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等(以下「特定株式等」といいます。))を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項又は措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第9項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。)(提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)(の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「特定株式の種類」欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。</p> <p>(7) 「積立金額」欄には、措置法第55条第9項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項5号・第22条の45第6項第6号に規定する積み立てた金額の明細(別表)及び措置法施行規則第21条第9項・第22条の45第7項に規定する書類(認定書等)の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 127)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人が適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)(により分割承継法人等(分割承継法人、非現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)(に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。))第55条第1項各号の中欄に掲げる株式等(以下「特定株式等」といいます。))を移転する場合又は措置法第55条の2第5項に規定する特定海外債権の全部を移転する場合において、措置法第55条第9項若しくは第55条の2第6項又は措置法施行令第32条の2第15項若しくは第32条の3第10項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。)(提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)(の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(3) 「特定法人の名称」欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(4) 「特定株式の種類」欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。</p> <p>(5) 「積立金額」欄には、措置法第55条第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項5号又は措置法施行規則第21条の2第4項第5号に規定する積み立てた金額の明細(別表)及び措置法施行規則第21条第9項又は措置法施行規則第21条の2第5項に規定する書類(認定書等)の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>「※」欄は、記載しないでください。</p>